平成２４年（フ）第８０８号
名古屋市天白区焼山２丁目613番地　須崎ハイツ101号
債務者　森岡いつ子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４６号
名古屋市中川区開平町２丁目45番地　GM八田101号
債務者　羽田　松代
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９号
三重県鈴鹿市南旭が丘３丁目２番16号　パステルタウン２―A、申立時の住所三重県津市海岸町12―10　205号
債務者　田實　久男
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３１号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目２番722号
債務者　新川田　修
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１３２号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目２番722号
債務者　新川田　都
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１３９号
兵庫県宝塚市小林１丁目18番29号豊和荘
債務者　石垣真理子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２９４号
兵庫県芦屋市陽光町５番４―603号、前住所兵庫県芦屋市高浜町４番２―2331号
債務者　松野美佐子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５号
兵庫県養父市新津338番地４
債務者　大野　隆二
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
鳥取県米子市両三柳231番地コーポ岸岡103号
債務者　松内　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６５号
鳥取県日野郡日南町霞389番地１
債務者　伊達　健二
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３１号
福岡県八女市高塚499番地１
債務者　丸野　広樹
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２４２号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目２番20―104号
債務者　江上　　敦
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７３号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目４番11―304号
債務者　具志堅勇気
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１２号
北九州市小倉南区上吉田３丁目９番33―205号
債務者　末吉　武憲
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１３号
北九州市小倉南区上吉田３丁目９番33―205号
債務者　末吉佐栄子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１７号
北九州市戸畑区南鳥旗町６番７号
債務者　井本　光洋
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５号
宮崎県えびの市大字栗下1168番地４、前住所宮崎県えびの市大字西川北1133番地
債務者　茶園　栄子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７９号
宮崎県延岡市中島町３丁目306番地２
債務者　佐藤　広次
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部